北上市下水道事業告示22号

北上市下水道条例第15条第１項の規定により、北上市下水道条例第６条第１項の規定に違反したので、次のとおり北上市排水設備指定工事店の指定を取消しする。

令和８年11月５日

北上市長　八重樫　浩　文

１　指定の取消しをする指定工事店

指定店番号	指定店名称	所在地	代表者名
335	株式会社タカスイ	奥州市水沢東上野町10番９号	代表取締役 高橋　貴博